

令和8年2月25日
こども家庭庁長官決定

こども家庭庁早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

こども家庭庁本庁及び国立児童自立支援施設に勤務する行政職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち令和8年3月31日において「勤続20年以上（国家公務員退職手当法第7条の規定の計算による）」かつ「50歳以上のもの（他省庁から出向等している職員を除く。）」。

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和8年3月31日までに国家公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）による改正前の国家公務員法に定める定年（60歳等）に達する職員

（4）令和8年2月26日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和8年2月26日から令和8年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間

令和8年2月26日（木）午前 9時30分から

令和8年3月31日（火）午後 6時15分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期日

令和8年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス [REDACTED]
 - 担当窓口：こども家庭庁長官官房総務課任用係 [REDACTED]
 - 電話： [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※募集の期間終了後2週間以内に通知する予定
 - ※不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること
（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合